

平成19年度

東北農政局における行動計画

平成19年4月

東北農政局

平成19年度 東北農政局における行動計画

目 次

食の安全と食料の安定供給の確保	
1 食料自給率向上の取組の推進	
(1) 関係者と一体となった食料自給率向上の取組の推進	1
2 食の安全と消費者の信頼の確保	
(1) 食品表示の遵守状況の確実な改善	3
(2) リスクコミュニケーションにおける理解度の向上	4
3 食育の推進	
(1) 地方公共団体の食育推進計画の取組支援	6
(2) 日本型食生活の一層の普及・促進	7
4 地産地消の推進	
(1) 地場農産物の活用促進	8
5 農業生産工程の適正な管理	
(1) GAP(農業生産工程管理手法)の導入の推進	9
農業の競争力強化の推進	
1 担い手の育成・確保 品目横断的経営安定対策の導入	
(1) 認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化	10
(2) 新たな人材の育成・確保	12
(3) 女性の参画促進	13
2 農地の有効活用の促進	
(1) 担い手への農地利用集積の推進	14
(2) 企業等の農業参入の促進	15
(3) 耕作放棄地の解消・発生防止の促進	17
3 米政策改革の更なる推進	
(1) 集荷円滑化対策の実効性向上に向けた取組	18
4 ニーズに的確に対応した農業生産の推進	
(1) 実需者のニーズに応じた高品質な農畜産物の供給の促進	19
大豆生産の振興	19
野菜生産の振興	20
果樹生産の振興	22
肉用牛生産の振興	23
(2) 自給飼料増産の推進	24

5 農業生産の基盤の整備	
(1) 担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進	25
(2) 農業水利施設の適切な更新・保全管理	26
新たな可能性の追求	
1 農林水産物等の輸出の促進	
(1) 既存品目の量的拡大及び新たな輸出品目への取組の推進	27
2 食品産業と農業の連携強化等による食料供給コストの削減	29
(1) 食料産業クラスター展開事業の推進と地域ブランド食品の普及の促進	30
(2) 食料供給コスト縮減に向けた強力な取組	
3 バイオマス利活用の推進と自然循環機能の維持増進	
(1) バイオマスタウン構想の策定	31
(2) 持続的な農業生産方式の推進(エコファーマーの育成)	32
地域力を活かした農山漁村づくり	
1 農山漁村の活性化	
(1) 「農山漁村活性化戦略」に即した取組の普及、円滑な施策の推進 ...	33
(2) 中山間地域等直接支払制度の推進	34
(3) 都市と農山漁村の共生・対流の取組の促進	35
2 農地・水・環境保全向上対策の本格的実施	
(1) 地域ぐるみの効果の高い共同活動の円滑な実施	36
(2) 先進的な営農活動の円滑な実施	37
国民参加型行政の推進	
1 国民理解の推進に向けたコミュニケーションの強化	
(1) 食料・農業・農村施策に関する各種意見交換等の実施	38
(2) 食料・農業・農村施策に関する地域情報の積極的な受発信の実施 ...	39

	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションにおける理解度の向上 <p>【農業生産面の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手の育成・確保 - 1 ・認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化 ・新たな人材の育成・確保 ・女性の参画促進 農地の有効利用の促進 - 2 ・担い手への農地利用集積の推進 ・企業等の農業参入の促進 ・耕作放棄地の解消・発生防止の促進 食品産業と農業の連携強化 - 2 ・食料産業クラスター展開事業の推進と地域ブランド食品の普及の促進
担 当 部 局	<p>【政策評価担当課:企画調整室】</p> <p>【政策分野主管課:企画調整室、消費・安全部、生産経営流通部、食糧部】</p>
備 考 (評 価 結 果)	

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(1))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全と食料の安定供給の確保 2 食の安全と消費者の信頼の確保 (1) 食品表示の遵守状況の確実な改善</p>					
<p>取組課題・背景</p>	<p>食品表示は、消費者が食品を選択する上での重要な判断材料であり、消費者の関心も非常に高いものの、不適正表示事件が多発していることから、販売業者等が適正な表示を行うことが重要となっている。 生鮮食品についても、消費者が選択する上で重要との観点から、生鮮食品一般調査で確認している食品表示状況において、原産地表示の遵守状況の確実な改善を図る必要がある。</p>					
<p>目標値と考え方</p>	<p>目標値</p>		<p>目標値の考え方</p>			
	<p>【不適正表示店舗率の削減】 (名称) 現状(17年度):31.8ポイント 目標(18年度):27.0ポイント 現状(18年度):未確定 目標(19年度):24.6ポイント (原産地) 現状(17年度):35.2ポイント 目標(18年度):29.9ポイント 現状(18年度):未確定 目標(19年度):27.2ポイント</p>		<p>食品表示に対する消費者の信頼を回復するためには、監視体制の強化、普及啓発の推進等により、表示の不適正店舗の削減を図ることが不可欠である。 生鮮食品一般調査における原産地名の不適正表示率については、全国に比べ依然高い傾向にあり、消費者の信頼を確保するため、平成17年度から平成20年度までに「名称」、「原産地」とも、3割削減することとし、18年度の目標値を50%の到達率として、19年度以降は均等割りで設定した。</p>			
			削減P	H18	H19	H20
	名称		9.5	4.8	2.4	2.4
原産地		10.6	5.3	2.7	2.7	
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 生鮮一般調査及び年数回調査対象品目を特定して実施する特別調査の実施 食品表示110番、食品表示ウォッチャーを活用した監視 不適正な表示に対する立入検査等の実施及び不正事業者に対する厳正な措置 パンフレットの配付、広報紙の発行等による普及・啓発(随時) 事業者及び消費者からの問い合わせに対する適切な対応(随時) 事業者及び消費者を対象とした食品表示説明会及びセミナー等の実施 関係行政機関、団体との連携強化</p>					
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:消費生活課】 【政策分野主管課:表示・規格課】</p>					
<p>備考 (評価結果)</p>						

担 当 部 局	【政策評価担当課：消費生活課】 【政策分野主管課：消費生活課・安全管理課】
備 考 (中 間 評 価)	

平成19年度東北農政局行動計画(-3-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>食の安全と食料の安定供給の確保 3 食育の推進 (1) 地方公共団体の食育推進計画の取組支援</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>食育基本法に基づく食育推進基本計画が平成18年3月31日に策定され、食育を国民運動として推進していくために、都道府県及び市町村においても食育推進計画の作成の動きがみられているところである。 このため、「東北地域食育推進基本方針」を積極的に活用し、地方公共団体の取組を支援していくこととする。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>『関係者と連携した取組』 食育推進のため、東北農政局及び各農政事務所等では、「食育推進協議会」を開催し、地域における食育の啓発普及の方策について意見交換を行ってきた。各県における食育推進会議及び食育推進計画が策定されたことから、19年度は東北地域食育推進協議会に各県の食育担当者を加え、計画の実現に向けた具体的取組を支援。</p> <p>さらに、農政事務所等は、地方公共団体の食育担当部局に対し、地方公共団体の食育推進会議の設置を働きかけることなどにより、地方公共団体の食育推進計画の取組を促進。</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課：消費生活課】 【政策分野主管課：消費生活課】</p>
<p>備 考 (中 間 評 価)</p>	

平成19年度東北農政局行動計画(-3-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>食の安全と食料の安定供給の確保 3 食育の推進 (2) 日本型食生活の一層の普及・促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要である。そこで、国民運動としての食育の取組の一環として、より具体的に食事選択場面でのわかりやすい情報提供を行うためのツールとして、昨年度作成された「食事バランスガイド」の普及・啓発を行う必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加】</p> <p>現状(18年度):21% 目標(19年度):40%</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>「食事バランスガイド」を普及・啓発するための様々な取組を行うこととし、消費者モニター等に対するアンケート調査結果からその評価を得ることとする。</p> <p>目標値は、食育推進基本計画において「平成22年度までに60%以上とすることを目指す」としていることから、初年度(18年)は目標値の半分の30%とした。平成18年度に東北地域のイベント等で行ったアンケート調査における「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている割合は21%となることから、引き続き普及啓発に努めることとし、平成19年度の目標を40%とした。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 食育推進協議会の開催(2回程度)</p> <p>食育に関するシンポジウム、各種イベント等でのパンフレット等の配布</p> <p>出張講座を活用した普及・啓発</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:消費生活課】 【政策分野主管課:消費生活課】</p>	
<p>備 考 (中 間 評 価)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-4-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>食の安全と食料の安定供給の確保 4 地産地消の推進 (1) 地場農産物の活用促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>東北地域では多様な農産物が生産されていることから、生産者と消費者との交流活動、近年増加している直売所での直接販売や加工、学校給食への食材提供等において積極的に地場産農産物を活用することが、消費者ニーズを的確に捉えた農産物生産を行い、地域内消費の拡大を図る上で重要である。また、食育の観点からは、地場産・国産農産物に対する理解促進が図られる取組ともなり、食料自給率向上への寄与も期待できる。 このため、各地の地産地消が、創意工夫が活かされた活動内容で、計画的・効果的に取り組まれるよう、関係機関と連携した支援が必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>〔地産地消推進計画の策定地区数の増加〕</p> <p>現状(18年度): 98地区(予定) 目標(19年度): 116地区</p> <p>現状の地区数は平成19年2月末で把握した数値につき、平成18年度末(19.3.31)において確定後、修正予定。</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>地産地消の全国的な展開を目的として、平成17年度から各県を通じた地域の実践的な計画(地産地消推進計画)策定を推進しており2ヵ年を経過した。 平成19年度は、計画策定の参画市町村数116地区(平成19年3月末現在の市町村数231の半数。全国の策定目標数と同水準での目標設定。)の目標達成に向け、推進を図る。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>地産地消は、中山間地域の活性化や農業経営の安定化を図る上からも重要な取組であることから、地域の地産地消推進計画の策定・見直し検討や取組団体相互の交流等、具体的な活動の参考となるよう、優良活動事例等を収集し、情報提供等の支援に取り組む。</p> <p>『取組事項』 「東北農政局食料自給率向上推進本部」の活動の一環として、関連情報の収集・発信や関係機関との連携を図り、地域の「地産地消推進計画」策定等を支援する。(随時実施) 広報誌、ホームページ、農政局主催会議等において地域の取組事例を紹介し、関係者への啓発を行うとともに地域への波及を図る。(5月) 東北地域の地産地消活動を促進するため、優良活動団体等の表彰(東北農政局長賞)を行う。(9月募集)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>〔政策評価担当課: 農産課〕 〔政策分野主管課: 農産課〕</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-5-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>食の安全と食料の安定供給の確保 5 農業生産工程の適切な管理 (1) GAP(農業生産工程管理手法)の導入の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>GAP(農業生産工程管理手法)は、食品の安全性や品質の確保、環境の保全、労働安全等多様な目的に対応して、農業生産工程を管理し適正な農業生産を実現するための有効な手法であり、多くの産地・生産者が GAP という手法を取り入れ、より適正に食品市場に対応した生産活動へ転換することを強力に推進する必要がある。</p> <p>GAP(農業生産工程管理手法)とは 肥料や農薬を基準通りに施用することや、完熟の堆肥を使用するなど、食品の安全確保のために、農業生産の作業ごとに特に注意を払って管理する項目などをあらかじめ定め、それを実施して記録に残し、次期の作業の改善に役立てる手法</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【GAPを実践する産地数】</p> <p>現状(18年度):未確定 目標(19年度):未確定</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p style="text-align: center;">(検討中)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:消費生活課、農産課】 【政策分野主管課:消費・安全部、生産経営流通部】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の導入 - (1) 認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組むとともに、品目横断的経営安定対策の円滑な加入の取組を推進し、土地利用型農業における認定農業者及び担い手に位置付けられる集落営農組織の大幅な育成・確保を図る必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【認定農業者の増加】 現状(18年度): 経営体 目標(19年度): 経営体 約 増加 (18年度実績確定後、設定)</p> <p>【集落営農数の増加】 品目横断的経営安定対策加入対象となる特定農業法人、特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織の増加</p> <p>現状(18年度):1,007 組織 * 集落営農実態調査結果の概要(東北)(平成19年2月1日現在)(東北農政局統計部)による 目標(19年度):220 組織増加 (1,227 組織)</p> <p>【品目横断的対策加入者の農地面積カバー率】 現状(18年度):麦 98.5% 目標(19年度):米 45%、大豆 56%、麦 100% ・米、大豆にあっては19年産作付面積比 ・麦にあっては、20年産作付面積比</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>各県担い手育成総合支援協議会の「アクションプログラム」(担い手の育成・確保を目的とする年度毎の行動計画)に定められた目標値の合計により設定。</p> <p>以下の手順で19年度の集落営農の目標増加数を算出。 品目横断的経営安定対策の米の加入目標カバー率(19年産45%、20年産55%)をベースに19年産から20年産への作付面積の増加分を算出。算出の基礎面積は18年産の米作付面積(439,800ha)を使用。</p> <p>$(439,800 * 0.55) - (439,800 * 0.45) = 43,517ha$</p> <p>$(20年産目標) - (19年産目標) = (増加面積)$</p> <p>米の加入経営体のうち集落営農組織の占める割合を、19年産秋まき麦での実績(加入経営体の2割が集落営農組織)から援用。集落営農組織の1組織当たりの経営面積は40haであることから、増加面積に必要な集落営農組織数、つまり目標増加組織数を算出。</p> <p>$(43,517ha) * (0.2) / (40ha) = 220 組織$</p> <p>$(増加面積) * (加入経営体のうち集落営農組織の占める割合:2割) / (1集落営農組織あたりの経営面積) = 増加面積に必要な集落営農組織数$</p> <p>米にあっては、東北管内の水田利用集積率45%を目標カバー率として設定。 大豆にあっては、大豆交付金対象面積19,960haを18年産作付面積で除した56%を目標カバー率として設定。</p>

目標達成のための取組	<p>経営改善計画の策定に向けた啓発活動 地域担い手育成総合支援協議会の活動支援 担い手不在地域における営農組織と法人化を推進</p> <p>『取組事項』 「東北地域担い手育成・確保等主務課長会議の開催(平成 19 年4月 18 日外 3 回) 集落の合意が困難な地区等に対する JA 等地域関係機関と連携した集落営農設立説明会の開催</p>
担 当 部 局	<p>[政策評価担当課:農産課] [政策分野主管課:担い手育成課]</p>
備 考 (評 価 結 果)	

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の導入 - (2) 新たな人材の育成・確保</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業・農村の活力を維持していくためには、青年農業者の一定の持続的な農業・農村への参入が不可欠である。 このため、新規就農者の確保と定着に向けた効果的な取組を関係機関と一体となり持続的に展開していく必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【新規就農者数】 現状(18年度): 名(未確定) 平成19年8月確定予定 目標(19年度): 1,100名 平成18年度算定の19年度目標を標記。 平成19年度アクションプログラムの認定農業者数が確定し次第算定、差し替え。(平成19年4月確定予定)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>平成18年度アクションプログラムの東北6県の認定農業者数を基礎に世代交代周期で除して算出。 H17実績 722名 H18実績 平成19年8月確定予定 H19目標 1,100名 AP目標数 世代交代周期 44,102名 / 35年 = 1,260名 1,260名 * 0.9 = 1,100名 (18年度80%、19年度90%、20年度100%で算定)</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>農業農村に関心を抱く青年等が農業農村の現状や新規就農・農業生産法人への就農に当たっての支援策を具体的に把握できるよう、ホームページの充実や各種イベントを展開する。</p> <p>『取組事項』 農政局ホームページを充実し、特に青年新規就農者へ就農支援の情報提供を行う(通年) 東北農村青年会議(青森 11月) 農業を仕事にしてみませんか(新規就農促進)フォーラム(12月) 平成19年度東北6県就農支援対策業務担当者会議(農政局 5月) 東北北海道地域農業士研究会(北海道 8月下旬) 農業大学校等での就農実践研修の実施に対する支援(通年) 各種交付金、貸付資金等のPRを通じた支援(通年) 東北6県資金担当者会議(農政局 5月) 就農支援資金の貸付の促進(通年) 厚生労働省(ハローワーク)等と連携した新規就農支援(通年) ヤングジョイスポットせんだいと連携した「農業をやってみませんか」セミナー(仙台 8月)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 経営支援課】</p>	
<p>備 考 (評価結果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 2 農地の有効活用の促進 (1) 担い手への農地利用集積の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業従事者の減少や高齢化が進展する中で、国民に対して将来的に食料を安定的に供給する役割を担う東北農業の持続的な発展を図るためには、農業に主体的に取り組む効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当分を担う農業構造を確立することが重要である。 このためには、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地利用集積を推進する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【利用権設定面積】 現状(17年度): 85千ha 現状(18年度): 千ha (未確定) 目標(19年度): 91千ha</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>利用権設定等促進事業による利用権設定面積を、平成16年度(82千ha)以降年間3千haの増加を目標値として設定</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>担い手育成支援協議会の活動により、明確化された担い手への農地利用集積を効率的に進めるため、農業委員会等の農地利用調整活動等を支援するとともに、関係者に対して新たな支援策を周知徹底する。</p> <p>『取組事項』 ホームページ等を活用した情報の提供(随時更新) 各種事業を通じた指導、支援等(随時) 農地流動化担当者会議等による新たな支援策の周知 農地流動化対策・経営対策担当が連携した現地指導の実施 農地保有合理化法人等連絡協議会を通じた新たな支援策の周知 東北管内経営基盤確立円滑化研修(11月) 品目横断的経営安定対策、米政策改革の推進と一体となった地域への取組強化と草の根レベルでの周知徹底</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 構造改善課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(2))

<p>推進事項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 2 農地の有効活用の促進 (2) 企業等の農業参入の促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業の担い手の高齢化や、農業後継者の不足といった要因により、耕作されずに放置されている農地(遊休農地)が増加し、大きな問題となっている。この問題に対処する一つの方策として、平成15年4月に、農地の遊休化が深刻な市町村等においては、構造改革特区制度により一般の株式会社やNPO法人といった農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付け(リース)が可能となり、平成17年9月には、農地リース制度を、全国において実施することができるよう農業経営基盤強化促進法等が改正された。</p> <p>また、「21世紀新農政2006」において、平成23年3月までに一般企業等の農業参入法人数を500法人とする目標を設定している。</p> <p>当局においても、平成18年12月に局内に企業等農業参入支援チームを立ち上げ、平成23年3月までの一般企業等の農業参入法人数を85法人とする目標を設定し、企業等の農業参入の促進に取り組んでいるところである。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【新規参入企業数】 現状(18年度): 法人 (未確定) 目標(19年度): 55法人 (参考) 18年3月末35法人 18年9月末41法人</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>平成22年度の目標値として、特定法人貸付事業を市町村基本構想に位置づけた127市町村(19年8月末)の概ね7割の85法人を設定</p> <p>単年度の増加目標については、18年3月末の農業参入法人数35を起点として、22年度末の目標数を年均ペースで達成しうる10法人を設定</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>農政局内に立ち上げた企業等農業参入支援チームを中心に、各県、市町村、関係機関・団体と連携を図りつつ、次の取組を計画的に実施する。</p> <p>『取組事項』 関東農政局の協力を得てイベント等で局作成パンフを配布(随時) 企業等農業参入シンポジウムの開催(企業等農業参入支援全国推進事業との連携)(6~7月) 企業等の農業参入の手法、メリット等のプレゼン資料作成(5月) 局作成パンフレットを活用した整備部独自のパンフレットの作成・配布(整備部企業等農業参入検討チーム) ホームページ・局作成パンフを最新情報に基づき更新(随時) 各種会議等での啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当国会議(5月、10月、1月) ・ 東北土地改良建設協会及び各県土地改良建設協会への訪問説明(4~5月) ・ 各県食品産業協議会総会での説明(宮城、山形、福島)(5~6月) ・ 東北農林水産関連企業環境対策協議会総会・理事会での説明(6~7月) ・ 建設業協会、食品産業協会への平成20年度予算等の訪問説明(概算要求後(9月~)) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道東北ブロック食品産業協議会事務局会議での説明(11月) 地域リーダー等と農政局職員との意見交換会(5月開催予定 - 参入企業の講演 -) 企業等の農業参入についての取組の実態、課題、支援策等の検討 ・ テーマを設定し現地事例情報収集(年間) ・ 普及組織による支援実施状況の把握 ・ 新規参入事例調査を2地区程度で実施(5～6月)
担 当 部 局	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:構造改善課】</p>
備 考 (評 価 結 果)	

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(3))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 2 農地の有効利用の促進 (3) 耕作放棄地の解消・発生防止の促進</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>耕作放棄地は年々増加し、特に、自給的農家や土地持ち非農家の耕作放棄面積の増加が著しい。耕作放棄地の増加は、食料自給率の向上や多面的機能の発揮に支障を来している。 今後、高齢化・労働力不足により、ますます耕作放棄地の増加が懸念される。各地域において、地域の創意と工夫により、耕作放棄地の適正な活用を図ることが喫緊の課題となっている。 このため、地方公共団体等が実施する地域の自主性や創意工夫を活かした耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた各種取組をより一層支援する必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>局内関係各課による、耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた各種取組との連携</p> <p>『取組事項』 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度・事業等に関する情報提供 ・耕作放棄地対策の推進に向けた施策集の作成及び配布(10月) 耕作放棄地解消事例集の作成及び関係機関への配布 ・関係機関と連携した取組事例の収集、整理及び配布(2月) 各県及び市町村耕作放棄地対策担当者との意見交換 ・管内各県耕作放棄地対策担当者会議(仮称)の開催を通じた意見交換の実施(5月) ・市町村現地調査を通じた意見交換、助言及び支援の実施(6回) 耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた啓発普及活動の実施</p> <p>『耕作放棄地の解消に向けた主な取組』 集落営農の組織化・法人化 - 1 - (1) ・品目横断的経営安定対策への取組 担い手への農地の利用集積 - 2 - (2) ・利用権設定促進事業等による担い手への農地の集積 農外からの新規参入の促進 - 2 - (3) ・特定法人貸付事業による農外の企業等の農業参入 農業生産基盤の整備 - 5 - (1) ・経営体育成基盤整備事業等による土地条件の改善 中山間地域等直接支払の活用 - 1 - (2) ・中山間地域等支払交付金の交付により、適正な農業生産活動を継続し、耕作放棄の発生防止及び既耕地放棄地の普及による多面的機能を確保 農地・水・環境保全向上対策 - 2 - (1) ・農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域の共同活動を促進</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農村振興課】 【政策分野主管課:企画調整室、生産経営流通部、整備部、統計部】</p>
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>	

平成19年度東北農政局行動計画(-3-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 3 米政策改革の更なる推進 (1) 集荷円滑化対策の実効性向上に向けた取組</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムの実効性を確保するためには、需要に応じた米生産を行うことはもとより、気候変動等に起因する豊作により発生した過剰米を適切に処理することにより、供給過剰による米価下落を防止する仕組(集荷円滑化対策)が重要である。 しかしながら、17年産の豊作により対策が発動されたにもかかわらず、全国において約1万トン(東北では約1,600トン)程度の豊作による過剰米が区分出荷されず市場へ供給されたことから、対策の所要の見直しが行われたところである。 ついでに、対策見直しの趣旨の周知を行う等の取組を推進することにより、対策の実効性を確保する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【集荷円滑対策における区分出荷米の出荷割合の向上】</p> <p>現況(17年度) : 92 % 現況(18年度) : 発動なし 目標(19年度) : 100 %</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>17年産米の東北における、区分出荷割合は92%であることから、今後、豊作による過剰米が発生した場合には、集荷円滑化対策の実効性確保の観点から100%の区分出荷を目指す。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">注:平成17年11月基本指針より算出</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』</p> <p>本対策一部改正の内容の周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県段階における農業者団体等への説明の実施 ・地域段階における関係機関及び方針作成者への説明会等の実施 <p>本対策についての加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目横断的経営安定対策の申請受付時を活用したパンフ等での加入促進の実施 	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:食糧調整課】 【政策分野主管課:計画課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-4-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 4 ニーズに的確に対応した農業生産の推進 (1) 実需者のニーズに応じた高品質な農畜産物の供給の促進 大豆生産の振興</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>大豆は、管内における主要な水田転作作物のひとつであり、管内での作付面積は年々増加しており、全国に占めるシェアは平成18年産で25% (平成17年産は26%)となっている。大豆の本作化は、水田農業経営の確立を図る上で不可欠であることから、実需者のニーズにあった質的水準の高い大豆の安定生産を行うとともに、地場の加工業者との契約栽培の拡大などにより、実需者と生産者の結びつきを一層強化することが重要。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p>目標値 【上位等級(1・2等)比率】 現状(14～17年産平均): 38.2% 目標(19年産):49.0% 18年産の実績確定後、目標値の修正あり得る(19年5月確定予定)</p>	<p>目標値の考え方 過去5年間の中庸3年間の全国平均値 (基本技術の徹底により実現可能)</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>補助事業及び融資により、良品大豆の安定生産に資する乾燥調製施設等の導入、水田の汎用化、暗渠排水事業等の実施。 「東北地域大豆振興協議会」の開催等を通じて生産者団体等に対し、大豆の単収や品質の向上に向けた意識転換を呼びかけるとともに、単収、品質向上技術に係る情報提供と普及推進を行う。</p> <p>『取組事項』 補助事業及び融資による良品大豆の安定生産支援(随時) 東北大豆振興協議会ホームページのコンテンツの充実(随時) 「東北豆だより」の発行(月1回発行) 東北大豆ピカイチ大賞開催(平成19年7月) 「東北地域の生産者・流通業者・加工業者リスト」の整備及びHPへの掲載(随時) 「東北大豆シンポジウム」の開催(平成19年8月頃) 大豆の単収・品質向上等に向けた農家・関係機関向けパンフレットの作成・配付(平成20年1月) 優良産地、優良生産組織等の事例集の作成(平成19年10月) 「東北地域大豆振興協議会」の開催(平成20年3月)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

担 当 部 局	【政策評価担当課：農産課】 【政策分野主管課：園芸特産課】
備 考 (評 価 結 果)	

平成19年度東北農政局行動計画(-4-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 4 ニーズに的確に対応した農業生産の推進 (1) 実需者のニーズに応じた高品質な農畜産物の供給の促進 果樹生産の振興</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>果樹農業は、担い手の高齢化の進展、園地整備や規模拡大等の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる。 このため、27年度を目標とする「果樹農業振興基本方針」に基づいて、産地自らが目指すべき姿や担い手を明確化するとともに、目標を達成するための戦略を内容とする『果樹産地構造改革計画』(以下「改革計画」という。)の策定を推進してきたところである。 19年度からは、改革計画に即して行われる小規模な園地整備、園地の流動化や改植等による優良品目・品種への転換等の産地の前向きな取組に対し、19年度からはじまる新しい果樹対策等により支援を行い、担い手の生産基盤の改善と産地の構造改革を進め、果樹栽培面積の維持・拡大と担い手の経営の安定等を通じて競争力の強い産地を実現し、消費者ニーズに即した国産果実の安定的な供給を目指す。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p>目標値 【改革計画における優良品目・品種への転換等の取組面積】 現状(18年度):実績なし (本取組を支援するための新しい果樹対策は19年度から開始されるため。) 目標(19年度): ha (各改革計画における取組面積は、各県を通じて調査する必要があることから、5月実施予定の調査の結果に基づいて設定する。)</p>	<p>目標値の考え方 ・改革計画に即した産地構造改革を推進するため、改革計画における小規模な園地整備、園地の流動化や改植等による優良品目・品種への転換等の取組面積を目標値とする。 ・具体的には新しい果樹対策期間中(H19～H22)における各年次の取組予定面積を明らかにし、19年度の数値を目標値として設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 新しい果樹対策に関する県別(主産地別)説明会の開催(4月10日:岩手県・山形県、4月11日:青森県・秋田県、5月中旬:福島県(予定)) 管内6県果樹担当者会議の開催(5月) 平成19年産りんご需給調整対策推進会議の開催(8月) 農政局ホームページを活用した果樹経営支援対策事業の取組の啓発・普及</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:園芸特産課】</p>	
<p>備 考 (評価結果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-4-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 4 ニーズに的確に対応した農業生産の推進 (1) 実需者のニーズに応じた高品質な農畜産物の供給の促進 肉用牛生産の振興</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」において各県は、肉用牛飼養頭数の増頭目標を掲げており、各県が掲げるこの目標の達成に向け、18年度においては、農政局内に立ち上げた肉用牛増頭対策推進プロジェクトチームを中心に、各県と連携を図りつつ、地域における肉用牛増頭意欲の醸成を図る取組を行い一定の成果を上げた。 しかしながら、農政局主体の取組には限界もあり、農業団体、学識経験者等も巻き込んだ推進体制を構築し、肉用牛生産の取組を強化する必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>肉用牛増頭対策推進プロジェクトチームによる取組を見直し、東北地域における肉用牛生産振興の推進母体として、農業団体、学識経験者、行政機関等の関係者で構成する「東北地域肉用牛増頭推進会議」(仮称)を5月下旬に立ち上げ、次の取組を計画的に実施する。</p> <p>『取組事項』 肉用牛増頭推進会議の開催(5月、2月) 「東北地域肉用牛増頭行動計画」の策定と同行動計画の着実な実施 主要県におけるシンポジウム、現地検討会等の開催(青森県、岩手県、宮城県) 普及・啓発資料の作成・配付</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:畜産課】</p>
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>	

平成19年度東北農政局行動計画(-4-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 4 ニーズに的確に対応した農業生産の推進 (2) 自給飼料増産の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立等の観点から、自給飼料の増産が重要課題となっている。 こうした中、飼料作物作付面積は全国的に減少傾向で、東北においても同様の傾向にあり、自給飼料増産の取組を「点」から「面」に拡大する飼料増産重点地区の取組をさらに充実させ、飼料増産運動を推進する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【飼料増産重点地区数】 現状(18年度): 25か所 目標(19年度): 31か所</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>18年度に引き続き、少なくとも各県1か所の追加設定を目指す。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>東北地域飼料増産行動会議(農業団体、学識経験者、行政機関の関係者で構成。生産経営流通部長が会長)の取組等を通じ、既存の飼料増産重点地区における取組の強化及び新規の飼料増産重点地区の掘り起こしを目指し、飼料増産運動を推進する。</p> <p>『取組事項』 東北地域飼料増産行動会議の開催(2回) 「東北地域における平成19年度飼料増産行動計画」の策定と同行動計画の着実な実施 公共育生牧場の効率的利用の検討 普及・啓発資料の作成・配付</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 畜産課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-5-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 5 農業生産の基盤の整備 (1) 担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>「新たな食料・農業・農村基本計画」において「担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進」が政策課題となっている。また、品目横断的経営安定対策の導入により、担い手の育成・確保が更に重要となる。このため、地域農業の担い手育成の契機となる水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画的に行うこととする。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【水田汎用化等の農地整備面積の増加】 現状(17年度まで):406千ha 現状(18年度):未確定 目標(19年度)年間整備面積 :2,800ha</p> <p>【農地利用集積率】 現状(事業実施前) :18% 目標(19年度) :55%</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>17年度までの整備実績等をもとに設定。</p> <p>目標値は、平成19年度が集積の最終年度にあたる経営体育成基盤整備事業等の完了または、実施中合せて49地区について集積目標を設定。</p> <p style="text-align: center;">(集積面積) (受益面積)</p> <p>整備前 729ha / 4,081ha =18% 整備後 2,243ha / 4,081ha =55%</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 事業主体の実情等を踏まえた年間整備計画の作成及び技術情報等の提供 ・基盤整備関係担当者会議の実施(3回)</p> <p>年間整備計画に対し、進捗の遅れている地区に対しては、課題の把握を行うとともに、対処方針を検討し指導 ・各県と個別に事業の進捗状況等を打合せ(計6回)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:設計課】 【政策分野主管課:農地整備課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-5-(2))

<p>推進事項</p>	<p>農業の競争力強化の推進 5 農業生産の基盤の整備 (2) 農業水利施設の適切な更新・保全管理</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>国営土地改良事業等により造成された農業水利施設の多くは、今後順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などにより農業水利ストックの有効活用を図ることが不可欠であり、定期的な施設の機能診断などによるストックマネジメントが重要となっている。</p> <p>このため、国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設を対象として、国営造成水利施設保全対策指導事業等により平成23年度までにそれらすべての施設の機能診断及び予防保全計画の策定を行い、広域基盤整備計画調査と連携し、「最適整備計画」の中に予防保全計画を位置づけることにより、農業水利ストックの効率的な更新・保全管理の推進を図る。</p> <p>(農業水利施設の)ストックマネジメントとは 施設の状態を的確に把握し、将来的な施設の状態を予測するとともに、更新時期の平準化及び補修・更新費用の低減を図るため、いつ、どのような対策をどこに行うことが最適であるかを考慮して、施設を計画的かつ効率的に管理するための手法</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【基幹的な国営造成水利施設の機能診断を実施する施設数】</p> <p>現状(18年度): 数値なし 目標(19年度): (1)ダム等施設 26箇所以上 (2)用排水路 134km以上</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>平成19年度から5年間で基幹的な国営造成水利施設(管理委託施設等)の機能診断を計画的に実施していくため、ダムや農業用排水路等の施設機能診断を実施する施設数(水路の場合は延長)を目標とする。</p> <p>(参考) 5カ年で機能診断を実施(予定)する施設数 (1)ダム等施設 131箇所 (2)用排水路 672km</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 ストックマネジメントを円滑に実施するための体制づくり ストックマネジメントに係る説明会等の実施(2回) 施設保全管理等担当者会議の開催(2回) 「農業水利施設の機能保全の手引き(案)」の積極的活用</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:設計課】 【政策分野主管課:事業計画課、水利整備課】</p>	
<p>備考 (評価結果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(1))

<p>推進事項</p>	<p>新たな可能性の追求 1 農林水産物等の輸出の促進 (1) 既存品目の量的拡大及び新たな輸出品目への取組の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農林水産物・食品の輸出額を平成21年までに6,000億円、平成25年までに1兆円とする輸出拡大目標の達成に向けて、海外での日本食・食材の広報普及、販路創出・拡大への支援や輸出環境整備等を行っていくことが重要。このため、海外での展示・商談会、常設店舗への出展等を通じた販路創出・拡大等の支援が必要。</p> <p>品目については、すでに相当程度輸出実績がある品目は、既存の輸出先国において量的拡大を図るとともに、新たな輸出先国の開拓が必要。さらに、現段階で実績が少ない品目、実績がないが今後期待される品目についても、新たな輸出取組の推進が必要。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>〔東北地域主要輸出品目の 東北管内合計の輸出数量〕 現状(18年度): ・りんご トン(年産) ・ながいも トン ・りんどう 千本 ・米 トン ・日本酒 KL (実績値の確定予定時期:5月) 目標(19年度):15%以上の増加</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>県等の独自の取組に加え、輸出拡大目標達成に向けた事業(補助事業や展示商談会、常設店舗への出展・出品の事業)の積極的な活用を図ることにより、18年度以上の取組が行われるよう支援することとし、現状の15%程度の増加を目標値とする。(平成25年までに輸出額1兆円を達成するために必要な「平均年間増加率約15%」と同程度の伸び率とした。) なお、東北地域の主要輸出品目の輸出数量により、取組の成果を把握する。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>輸出拡大が見込まれる輸出相手国、輸出品目及び課題解決に向けた対応方策等に関するシンポジウムやセミナーを開催し、輸出関連情報を提供・共有化するとともに、輸出拡大目標達成に向けた事業(補助事業や展示商談会、常設店舗への出展・出品の事業等)を積極的に活用した、各県、生産者団体等が取り組む輸出促進活動の効率的・効果的な実施を支援する。</p> <p>『取組事項』 東北地域農林水産物等輸出促進協議会総会の開催(5月) 東北地域輸出戦略の策定(5月) 東北地域農林水産物等輸出促進シンポジウム・セミナーの開催(7月、11月:東北地域農林水産物等輸出促進協議会と東北農政局の共催) 農林水産物等輸出促進セミナー及び商談会の開催(未定:農林水産省委託事業によるセミナー、商談会の開催への協力(内容の企画・立案)) 東北地域の農林水産物等輸出促進パンフレットの作成(5月) 東北地域農林水産物等輸出促進協議会構成員を対象としたアンケート調査(1月) 東北地域農林水産物等輸出促進協議会幹事会の開催(3月) ホームページの掲載情報の充実、メ・ルマガジンの配信による情報の共有化の促進(随時、毎月)</p>	

担 当 部 局	【政策評価担当課：農産課】 【政策分野主管課：農産課】
備 考 (評 価 結 果)	

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(1))

<p>推進事項</p>	<p>新たな可能性の追求 2 食品産業と農業の連携強化等による食料供給コスト縮減 (1) 食料産業クラスター展開事業の推進と地域ブランド食品の普及の促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>国民のニーズに対応した食料の安定供給を確保し、食料自給率の向上に資するためにも食品産業及び農業の両者がそれぞれ課題を克服し国内農産物の利用を推進していくことが重要である。 そのためには、食品産業と農業の連携強化を進めて、ニーズに対応した食品に関する研究開発等を行い新商品の開発や販路拡大等により、国産農産物の利用を推進していくことが必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>〔国内農業者等との契約による原料調達を行っている食品産業の割合向上〕 現状(18年度): %(未確定) 目標(19年度): % (18年度実績確定後、設定) (資料:総合食料局によるアンケート調査)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>食品産業の経営体質の強化、農業との連携強化を表す指標として、国内農業者等と契約による原料調達を行っている食品製造業の割合を使用する。 平成18年度の調査(食品産業協議会員アンケート)における契約調達を行っている事業者は %となっている。 平成19年度目標値は現状以上の %とした。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>東北農政局内に「アグリビジネス戦略検討会議」を設置することに伴い、当会議の下に「食・農連携等推進チーム」を立ち上げ食品産業と農林水産業等の連携及び地域資源(産地の技術、地域の農林水産物、観光等)を効率的に結びつけ、新商品・新サービスの開発・市場開拓等を総合的に支援するため、関係機関・団体等と連携し情報の共有、施策等の普及・浸透及び支援策等の検討を行う。 地域の食品産業と農業の連携及び地域農水産物を利用した製品の開発・普及を推進し、各団体への啓発を強化する。 各県の食料産業クラスター協議会を通じて行う補助事業「食料産業クラスター展開事業」で食品産業と農業の連携による、国産農水産物を活用した新製品開発等の取組み支援を行う。 全国食料産業クラスター協議会が19年3月に全国の連絡協議会の支援をおこなうため設立。本年は、各種イベント等を開催し、食品産業と農業の連携、地域ブランド食品の普及の促進を図る。 『取組事項』 諸会議を通じて関係者への啓発を行う。 ・宮城県食品工業協議会総会ほか イベントは未定</p>	
<p>担当部局</p>	<p>〔政策評価担当課:農産課〕 〔政策分野主管課:食品課〕</p>	
<p>備考 (評価結果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>新たな可能性の追求 2 食品産業と農業の連携強化等による食料供給コスト縮減 (2) 食料供給コスト縮減に向けた強力な取組</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>消費者ニーズに対応した質の高い食料を供給するとともに、国民に対する食料の安定的な供給を将来にわたって確保していくためには、国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図っていくことが喫緊の課題である。 このため、土地利用型農業を中心に、経営感覚に優れた担い手に施策を集中することに併せて、食料供給コスト縮減を図っていく必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>食料供給コスト縮減を推進するため、関係各課が連携し取り組む。</p> <p>『取組事項』 低価格資材の供給と効率利用の推進等(農産課、安全管理課) ・東北地域農業生産資材費低減対策に係るブロック会議(6月) ・病害虫・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的なシステムの普及推進</p> <p>農協の経済事業改革の徹底(検査課) ・改革の成果が担い手へ確実に還元されるよう、関係機関、関係団体、担い手との経済事業改革検討会(仮称)を開催し、実態把握を行うとともに関係機関、関係団体を通じ指導を徹底 ・公正取引委員会が策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」について、説明会(ブロック会議)の開催及び関係機関、関係団体を通じ周知の徹底を図る。</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>[政策評価担当課:企画調整室、消費生活課、農産課] [政策分野主管課:検査課、安全管理課、農産課]</p>
<p>備 考 (中 間 評 価)</p>	

平成19年度東北農政局行動計画(-3-(1))

<p>推進事項</p>	<p>新たな可能性の追求 3 バイオマスの利活用の推進と自然循環機能の維持増進 (1) バイオマスタウン構想の策定</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>新たなバイオマス・ニッポン総合戦略の目指す具体的目標(2010年目途)では、地域的資源の有効利活用の観点から、バイオマスを一定割合以上利活用する市町村数を全国で300程度構築することとしている。 また、農林水産環境政策の基本方針においても、バイオマス利活用を計画的に推進していくとされていることから、バイオマスの利活用を通じ、農業の自然循環機能の維持増進や農村の振興を図るため、関係者の理解を醸成しつつ、バイオマス利活用計画の策定等の取組を促進することが重要である。 このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源の総合的な利活用システムの構築やバイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組について支援を行う必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【バイオマスタウン構想策定市町村数】 2010年目標(管内): 37地域 現状(17年度まで): 12地域 (18年度): 6地域 (18年度まで): 18地域 目標(19年度): 7地域 (19年度まで): 25地域</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>全国の構想策定市町村の割合 構想策定市町村数 / 全国市町村数 = 300/1821=16% 東北の市町村数 / 東北の全国に対する割合 = 232*0.16=37市町村 19年度～21年度における3年間の構想策定数 = 37-18(策定済み)=19市町村 構想策定年間数 = 19*1/3(残年数) = 約7市町村</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 地域バイオマス利活用交付金において、バイオマスタウン構想策定及び実現のための支援を実施(通年) 管内県、市町村を対象にしたバイオマス関連施策説明会(2回) 関係省庁等(東北管内出先機関及び都道府県等)連携による東北地域バイオマス連絡会議を開催し、連絡調整を実施(2回) 同連絡会議によるバイオマスシンポジウムを開催し、バイオマス利活用について普及啓発や意見交換を実施(1回) バイオマス利活用優良事例を公募し、表彰状の授与、事例発表並びに意見交換会を実施 バイオマスタウンの普及啓発(県、市町村に対するキャラバン実施:1回) バイオマスタウンに関する情報発信 バイオマスホームページによる情報提供、バイオマス利活用相談窓口、事業活用手引き</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:企画調整室】 【政策分野主管課:企画調整室、農村振興課、地域整備課、畜産課】</p>	
<p>備考</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-3-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>新たな可能性の追求 3 バイオマス利活用の推進と自然循環機能の維持増進 (2) 持続的な農業生産方式の推進(エコファーマーの育成)</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>地球環境の保全が大きな課題となっている中で、農業生産においても環境と調和した持続的な農業を実践することが強く求められている。 このため、環境に配慮した農業を実践するエコファーマー等の育成が進められており、その取り組みを強化する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【エコファーマーの認定件数】 現状(18年度): 件(未確定) (19年5月ごろ確定の見込み) 目標(19年度): 件 (18年度実績確定後、設定)</p> <p>(参考: 全国(18年度末) 件) (19年5月ごろ確定の見込み)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北のエコファーマー数は、19年3月未で 件であるが、エコファーマーの近年の増加件数(過去 年平均) 件/年の増加を見込み、 農家を目標に設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>環境保全型農業に取組み、農産物の高付加価値等を図っている成功事例等により、環境保全型農業の必要性、有益性について農家等に広く普及啓発する。</p> <p>『取組事項』 環境保全型農業に取組み、農産物の高付加価値化等を図っている成功事例を対象にコンクールを実施(11月)</p> <p>環境保全型農業についてのシンポジウムの開催(3月)</p> <p>農地・水・環境保全向上対策の営農活動と一体的な普及啓発(随時)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>地域力を活かした農山漁村づくり 1 農山漁村の活性化 (1) 「農山漁村活性化戦略」に即した取組の普及・円滑な施策の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>地域の活力なくして国の活力はなく、地域活性化は安倍内閣の重要課題としている。そのため、やる気のある地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府全体で応援していくことが必要であるとして、農林水産省は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」案を提出して農山漁村の活性化するための支援を行うこととしている。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p style="text-align: center;">(検討中)</p> <p>「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」が施行された場合を前提に「活性化計画」の策定</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>農山漁村の活性化に向けた「活性化計画」を策定した実績値を基に算出</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>「取組事項」 東北農政局内の推進体制づくり(4月) 関係省(支分局間)の連携や各県との協力体制づくり(4月) 継続交付金の執行、地域の課題・要望等の聴取・とりまとめ(随時) 農山漁村活性化説明会等の開催(随時) 農政局管内における農山漁村活性化に係る戦略的な情報の発信(随時) 農政局管内における農山漁村活性化に係る情報の収集・把握(随時) 農山漁村活性化に係る施策の具体化及び推進に必要な調査・検討 農山漁村活性化に係る施策の円滑な推進 農山漁村活性化に係る対応相談のワンストップ化(随時)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課：農村振興課】 【政策分野主管課：企画調整室、総務部、消費・安全部、食糧部、生産経営流通部、整備部、統計部】</p>	
<p>備 考</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(2))

<p>推進事項</p>	<p>地域力を活かした農山漁村づくり 1 農山漁村の活性化 (2) 中山間地域等直接支払制度の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する観点から、「中山間地域等直接支払制度」が実施された。(12年度～16年度) 平成17年度からは新たな対策として、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促す仕組みに改善し実施している。(17年度～21年度) 現対策では、多面的機能の維持・増進を一層図るため、担い手の育成や集落間の連携の取組を強化するなど、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を促進することとしている。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【協定面積全体に占める「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を行う集落等の協定面積」】 現状(18年度):52.8千ha (協定面積全体710百haの内数) 目標(19年度):53.9千ha (協定面積全体719百haの内数) *18年度については、6月末に確定</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>協定面積全体 対象農用地面積の80%以上で協定が締結されることを目標に、71.9千haに設定。 前向きな取組を行う協定面積 18年度の協定面積全体に占める前向きな取組を行う協定面積の割合以上(18年度(74%) 19年度(75%))を目標とし、53.9千ha(71.9千ha×75%)に設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>体制整備に向けた前向きな取組を促進するため、制度の主旨・内容の周知、情報提供、現地推進活動等を実施する。</p> <p>『取組事項』 制度の適正な運用及び前向きな取組を促進するため、市町村担当者等を対象とした研修会の開催(10月)</p> <p>前向きな取組を促進するため、活動内容等をとりまとめた事例集の作成・公表(HP掲載)(4月)</p> <p>前向きな取組を促進するため、県等と連携し現地推進活動を実施</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:設計課】 【政策分野主管課:地域整備課】</p>	
<p>備考 (評価結果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(3))

<p>推 進 事 項</p>	<p>地域力を活かした農山漁村づくり 1 農山漁村の活性化 (3) 都市と農山漁村の共生・対流の取組の促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともにこれを通じた農村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進することが重要である。 このためには、受入側の農山漁村におけるソフト・ハード両面での充実や、都市住民に対する都市と農山漁村の共生・対流に関する普及・啓発活動が必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【都市農村交流を目的とする公設宿泊施設における宿泊者数】</p> <p>現状(平成18年度): 千人泊 目標(平成19年度): 1,600千人泊 現状は集計中であるため、目標は推定値である H17: 1,545千人泊</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北管内における都市農村交流を目的としている公設宿泊施設への宿泊者数の変化を検証し、都市と農村の共生・対流を評価するが、近年の都市と農山漁村の交流人口の動向等を考慮して、目標値を定めた。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>地域資源を活かしつつ、都市と農山漁村との交流促進を図るため、地域推進体制の整備、魅力ある農村空間の整備等を総合的に支援する。 また、都市農村交流を担う人材の育成確保、情報発信力の充実強化、農山漁村地域の魅力向上のための、地域ぐるみの自発的取組の支援によるグリーン・ツーリズムを推進する。</p> <p>『取組事項』 情報資料を直接国民に手交(随時) 局メールマガジンで情報発信(随時) 都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会主催のシンポジウムの開催(10月) 局ホームページの充実強化(随時) 農村休暇法に基づく市町村計画の策定等によるグリーン・ツーリズムの推進</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農村振興課】 【政策分野主管課: 農村振興課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>地域力を活かした農山漁村づくり 2 農地・水・環境保全向上対策の本格的実施 (1) 地域ぐるみの効果の高い共同活動の円滑な実施</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。 しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。 また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。 このため、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資する「農地・水・環境保全向上対策」を19年度～23年度までの5ヶ年間実施するものとする。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>[共同活動の施策導入面積]</p> <p>現状(18年度): 数値なし 目標(19年度): 297千ha</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北は共同活動の対象が水田に特化していることから、水田面積の50%を目標値に設定。</p> <p>東北の水田面積 593.700ha × 50%=296,850ha</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 「農地・水・環境保全向上対策」の実施体制の整備 ・地域協議会設立の承認(4月中) ・実施方針・業務方法書・地域活動指針・特認要件等の承認(4月中) 活動組織との現地意見交換会の開催 ・代表的な活動組織と、局・県・市町村担当者による意見交換会を現地で開催(6月～9月) 地域協議会担当者会議の開催 ・地域協議会の運営向上を目的に、運営に関する課題等について情報交換等を実施(9月) 農政局幹部と市町村長との意見交換会を実施 ・「農地・水・環境保全向上対策」による地域振興等について、農政局幹部と市町村長との意見交換会を実施(6月～12月) 「農地・水・環境保全向上対策」のPR ・取り組みの促進を図るため、特徴的な活動を行っている各活動組織の活動状況をホームページに掲載(12月) ・七夕まつり、こどもサミットにおいて、活動状況等のPRを実施(8・9月)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>[政策評価担当課:設計課] [政策分野主管課:地域整備課]</p>	
<p>備 考 (中 間 評 価)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-2-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>地域力を活かした農山漁村づくり 2 農地・水・環境保全向上対策の本格的実施 (2) 先進的な営農活動の円滑な実施</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。 しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。 また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を、環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。 このため、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図ることを通じて地域の振興に資する「農地・水・環境保全向上対策」を19年度～23年度までの5カ年間実施するものとする。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【営農活動の施策導入面積】</p> <p>現状(18年度): 数値なし 目標(19年度): 17,500ha</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>19年度の営農活動支援の予算額は全国の農用地面積の概ね2%をカバー可能な額となっていることから、東北地域の農用地面積の2%を目標値に設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項』 「農地・水・環境保全向上対策」の実施体制の整備 ・営農活動の実施方針・業務方法書の承認（4月中） 活動組織との現地意見交換会や地域協議会担当者会議の開催 ・代表的な活動組織、地域協議会、県、市町村等の担当者と営農活動に関する意見・情報交換を実施（6月～9月） 環境保全型農業推進会議の開催 ・県、JA県中央会、生協等と営農活動の実施状況について情報交換等を実施（11月） 農地・水・環境保全向上対策のPR ・環境保全型農業シンポジウムにおいて、活動状況等のPR（3月）</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課：農産課】 【政策分野主管課：農産課】</p>	
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>		

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>国民参加型行政の推進 1 国民理解の推進に向けたコミュニケーションの強化 (1) 食料・農業・農村施策に関する各種意見交換等の実施</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>地域段階での施策の円滑な執行を図るため、地方公共団体や地元関係者等多様な主体への情報の提供及び意見交換の推進を図り、連携強化する必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>「食と農を語る会」の開催(3回) ・農政局幹部が現地へ赴き、一日農政局を開催。地域の農業者、主婦、消費者、流通業者、NPO法人など多様な方々との意見交換を実施</p> <p>農政局職員による現地での政策説明(キャラバン)の実施(随時)</p> <p>東北地域アグリビジネス創出産学官連携シンポジウムの開催(12月) ・農業分野の産学官の連携により実用化研究を推進するなど研究成果の展示と併せシンポジウムを開催、産官学の連携を強化</p> <p>情報交流モニター等交流会に農政局幹部が出席し意見交換(随時)</p> <p>東北6県農政主務部長会議の開催</p> <p>農協関係者との意見交換会の実施</p> <p>東北地域づくり連絡会議の実施 ・東北の国の出先機関4省5局長が一同に集まり、地域づくりの各種情報や支援事業について意見交換を実施</p> <p>地域づくりに関する意見交換会の実施 ・東北農政局、東北産業経済局、東北地方整備局で構成する「東北地域づくり連携研究会」でアドバイザーを交え、具体地区の地域づくりについて意見交換を実施</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>[政策評価担当課:企画調整室] [政策分野主管課:企画調整室等]</p>
<p>備 考 (評 価 結 果)</p>	

平成19年度東北農政局行動計画(-1-(2))

	<p>国民参加型行政の推進</p> <p>1 国民理解の推進に向けたコミュニケーションの強化</p> <p>(2) 食料・農業・農村施策に関する情報や地域情報の積極的な受発信の実施</p>
取組課題・背景	<p>東北農政局に収集された地域情報を効果的に活用できるよう、地域情報の体系的な蓄積及び活用を推進する。</p>
取組内容	<p>広報誌の発行</p> <p>・広報誌「東北農政だより(土と水と、人間と)」の発行(4回/年、6,000部/回) (農政局の取組内容を紹介する「東北農政だより」を発行。内容の見直しを行い、掲載情報の充実を図る。必要に応じ特集号を発行、ホームページへの掲載)</p> <p>電子媒体を通じた分かりやすい農政情報の提供</p> <p>・農政局ホームページ(19年度目標アクセス件数:300,000件(18年度実績:278,000件)) (農政局の活動内容をわかりやすく伝えるよう、施策別に掲載。JIS 規格に対応した掲載等)</p> <p>・東北農政局メールマガジン(19年度目標配信件数:7,000件(18年度実績:5,700件)) (市町村、農業団体、消費者や生産者に対し電子媒体で農政に関する情報を提供。19年度は「地域からのたより」の充実を図る)</p> <p>・地域づくりニューズレター(1回/週、配信先:230ヶ所) (地域づくりの関係省庁出先機関で構成する地域づくり連絡会議より「地域づくりニューズレター」を配信。農政に関する情報の提供)</p>
担当部局	<p>【政策評価担当課:企画調整室】</p> <p>【政策分野主管課:企画調整室、情報推進課】</p>
備考 (評価結果)	